

要 望 書

日本国厚生労働大臣 舩添 要一 貴下

2008. 08. 11.

社団法人 韓国原爆被害者協会
会長 金龍吉

1. 2007. 11. 01. 日本の最高裁判所において、日本政府は原子爆弾被爆韓国人徴用者 40 人に 1 人当たり 100 万円の慰謝料と弁護士費用 20 万円を支給しろという判決が下されました。この裁判は 1995 年に提訴して、何と 12 年という期間がかかり、裁判途中に多くの原告が死亡しました。

2. そして韓国人原子爆弾被爆者・崔季澈さんが長崎地方裁判所に健康管理手当支給申請却下処分を取り消し訴訟を提起した訴訟において、原告・崔季澈さんの勝訴判決が下されたことに対して、長崎市が 2004. 9. 28 福岡高等裁判所に控訴しましたが、控訴が棄却されて長崎市では上告をあきらめ、2005. 10. 07 に判決が確定したことがあります。

しかし、長崎市が控訴したために、福岡高等裁判所での裁判進行途中に、原告・崔季澈さんは死亡しました。

長崎市が控訴をしなかったならば、崔季澈さんは生前に手当を支給されたのに、控訴したために崔季澈さんは生前に手当を受けられぬまま死亡したことに対し、2008. 05. 01. 長崎の田上市長が直接訪韓して、崔季澈さんの遺族を訪ねて謝罪したことがあります。

3. 2008. 07. 31. 広島地方裁判所で在ブラジル被爆者 2 人が提訴した 402 号通達による損害賠償請求訴訟において、日本政府は原告 1 人当たり慰謝料 100 万円と弁護士費用 10 万円を支給しろという判決が下されました。

4. 原爆被爆者はほとんどが高齢化し、死の淵まで来ています。上記で見たように、裁判途中に多くの原告が死亡しています。

しかも、上記 1 項で言及したように、12 年という裁判のあげく最高裁判所の最終判決がおりた 402 号通達賠償事件では、これ以上の法理的争いがあるはずはありません。

5. したがって、2008. 07. 31. 広島地方裁判所が在ブラジル被爆者に対して下した判決は正当なものであるので、控訴する理由がないと思われます。

すでに同一事件に対する最高裁判所の判決が出た事件に対して、控訴することによって、上記で見たように、いたずらに在外被爆者や遺族たちを苦しめることは、これ以上継続されてはなりません。

本協会では、上記の理由により、2008. 07. 31. 広島地方裁判所で判決した在ブラジル被爆者 2 人に対する控訴をあきらめてくれることを、同じ苦痛をあじわっている在外被爆者として、切々と要請する次第です。 (以 上)

要 望 書

1. 402号通達による損害賠償についての要望

本協会会員40名が日本政府を相手に行った裁判で、2007年11月1日、日本の最高裁判所が原告1人あたり100万円の損害賠償（慰謝料）と、弁護士費用20万円および年5%の遅延利子を支払えという判決を下したことは、周知の事実です。

このため、本協会に登録された在韓被爆者2700余名は、本年3月から、これについての訴訟準備を進め、現在ではほぼ準備を終える段階にきています。

1945年8月6日に広島、同年8月9日に長崎でみな一様に被爆したために、本協会の全会員は、上記の損害賠償訴訟に該当するからです。請求原因が同じ同一の事件に対して、すでに最高裁判所の判決が出たにもかかわらず、双方が裁判費用をかけて長期間の裁判を行うのは、双方にとって不必要な消耗戦だと考えられるので、本協会では提訴前に貴厚生労働省との合意を提案しますので、ご検討くださり、双方円満な合意ができるよう、要望します。

私たちの提案が拒否されれば、やむを得ず2700余りの全会員が、裁判に訴えるという方法をとるしかありません。

2. 医療費の上制限撤廃についての要望

現行医療費上限額14万5千円（4日以上入院時は15万7千円）という上限線のために、韓国から不自由な体を引きずって渡日治療を受けに行く場合が多々ありますが、高齢で病弱な人にとっては相当な無理がかかり、協会の立場としては、この人たちが渡日する途中に大きな事故でも遭うのではないかと、ひじょうに心配しています。

402号通達が2003年3月1日に廃止された以上、在外被爆者に対しても医療費上制限を撤廃するのが当然であると思われます。

加えて、現行の医療費上限額を維持する場合、渡日治療者が次第に増えていく趨勢にあって、それに伴う旅費および日本国内の高い診療報酬や、さらには、在外被爆者たちが医療費の上限額に合わせるために足繁く病院を訪れる場合があることを考えれば、医療費の上制限を撤廃するほうが、むしろ日本政府にとっても助けになるのではないでしょうか。以上のことを斟酌のうえ、医療費の上制限を撤廃して下さるよう要望します。

そして、上制限が撤廃されるまでの間は、使われずに残った医療費を翌年度に繰り越して下さるよう望みます。今年度、体具合が悪くなく、翌年度、体具合がひじょうに悪くなる場合、今年度に使わなかった医療費を含めて翌年度に使えるようにすることを要望します。

今の制度は不合理なものです。もし、翌年度に繰り越すことができないのであれば、定額制にして、毎年、本人に医療費の上限額を支給して下さるよう、要望します。

3. 新規被爆者健康手帳申請者への早期手帳交付の要望

現在、貴国に被爆者健康手帳を申請している人に対して、早期に交付するよう望みます。

被爆から63年が経った今、当時の証人を捜すことは、砂浜で針を探すがごときの困難さがあります。苦労に苦労を重ねて証人を捜し出すなど、書類を取りそろえるのにも多くの時間が費やされますが、関連書類を取りそろえて申請をしても、1～2年がかかっているわけですが、これでは、まるで、死を目前にしている被爆者健康手帳申請者たちが死ぬのを待っているのではないかとさえ、思ってしまう。

そこで、証人などの審査規定を大幅に緩和するよう要望します。

4. 被爆者健康手帳未所持会員の問題について

本協会の会員登録者のうち、被爆者健康手帳未所持者は200余名になります。この人たちは大部分が、63年前当時の証人を捜せないために、手帳の交付を受けられずにいるので、この人たちに対しては、被爆したことの状況証拠さえ立証されれば、手帳を交付するよう、要望します。

5. 未払い手当問題について

前年度から、この間、渡日治療をした在韓被爆者に対して、遡及分の未払い手当を貴政府から支給していますが、同じく被爆した被爆者であるにもかかわらず、渡日治療を1ヶ月以上受けた人にだけ未払い手当を支給するというのは、理にかないません。渡日治療の制度を知らず、渡日治療を受けられなかった人、知っていても体具合が悪くてとうてい渡日できなかつた人、また、知ってはいても本人に渡日旅費が捻出できなかつた人など、いろいろな事情があります。

渡日治療を受けた人にだけ選別的に未払い手当を支給するというのは、402号通達廃止の精神にも合いません。

被爆者平等の原則に従って、本協会会員全員に遡及分の未払い手当を支給することを要望します。

6. 原爆症認定の申請について

原爆症に該当する本協会の会員たちは体がひじょうに不自由なために、大部分がとうてい渡日することのできない病弱者です。

在外日本公館を通じて申請できるような措置をとることを要望します。

7. 時効撤廃後の未払い手当問題について

2007年2月の最高裁判決によって時効が撤廃されたにもかかわらず、手当認定を受けたという資料が貴国の行政府にないという理由で、未払い手当の支給が受けられないのは、貴国の行政便宜主義に過ぎません。

国家機関の資料は時効の定めにしたがって廃棄されるので、そのためにすでに資料がないという理由で、未払い手当の支給が受けられない人たちは、あまりにも

悔しい思いをしています。そしてまた、未払い手当の支給を受けることができた人との公平の原則にも合わないことです。

したがって、広島の在韓被爆者渡日治療委員会または日本の各地域の病院で、渡日治療を受けた記録、証人、写真などの証拠があれば、この資料をもとにして手当認定するとともに遡及分の未払い手当を支給するよう要望します。

8. 医療費領収証の処理事務費の問題について

本協会と7つの支部では、2700余の会員の医療費領収証などの業務を処理し、赤十字社に毎月報告しています。

医療費領収証の場合、年8万余件というおびただしい業務を処理しているのに比べて、日本政府からは本協会に対して一切の事務費は支給はなされていません。韓国政府から赤十字社を通じて補助する事務費では、職員一人も雇えない金額であるため、高齢で病弱な支部長や総務たちが、ほとんど無報酬で激務に喘いでいます。協会、支部では、医療費領収証の処理業務以外にも多くの業務が山積しており、協会および各支部に医療費領収証の処理業務を担当する職員を採用することができるよう、ご支援を要望します。

以 上

2008. 8

社団法人 韓国原爆被害者協会

会長 金 龍 吉